

内容に適合するものであるかどうかを検査するものとする。

- 2 乙は、前項の検査の結果不合格となり、実績報告書について補正を命ぜられたときは、遅滞なく、補正を行い、成果品及び実績報告書に補正完了報告書を添えて甲に提出しなければならない。
- 3 第1項の規定は、前項の規定により成果品及び実績報告書及び補正完了報告書の提出があった場合について準用する。
- 4 甲は、第1項（前項において準用する場合を含む。）の検査の結果合格と認めた場合は、委託料の額を確定し、乙に対して通知するものとする。

（過払金の返還）

第9条 乙は、既に支払を受けた委託料が前条の委託料の確定額を超えるときは、その超える金額について、甲の指示に従って返還するものとする。

（契約内容不適合）

第10条 乙は、甲の検査に合格した成果品及び実績報告書であっても、当該成果品がこの契約の内容に適合しないことが判明したときは、検査後1年間は、これを無償で完全なもの引き換え、又は補償をしなければならない。

- 2 乙は、甲に対して前項の不適合により生じた損害を賠償しなければならない。

（秘密の保持）

第11条 乙は、委託業務の実施に際して知り得た事実を甲の承認なしで、第三者に漏らしてはならない。

（個人情報の保護）

第12条 乙は、委託業務を処理するため個人情報を取り扱う場合には、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条第2項第1号において準用する同条第1項及び第67条の規定の遵守に関し必要な措置を講ずるほか、別記特約事項を遵守しなければならない。

（委託業務の中止等）

第13条 乙は、災害その他やむを得ない事由により、委託業務の遂行が困難となったときは、その事由及び経過を記載した文書を甲に提出し、その指示を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の文書が提出されたときは、乙と協議の上、契約の解除又は一部の変更を行うものとする。
- 3 前項の規定により契約を解除したときは、第4条第1項及び第7条から第9条の規定に準じて精算するものとする。

（契約の解除等）

第14条 甲は、乙がこの契約に違反したとき又は茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団若しくは同条第2号に規定する暴力団員若しくは暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したときは、契約を解除し、既に支払った委託料の全部又は一部の返還を請求することができる。

（委託業務の報告等）

第15条 甲は、必要があると認めるときは、乙から委託業務の実施状況、委託料の用途その他必要事項について報告を求め、又は実地に調査できるものとする。

（物品の管理等）

第16条 乙は、委託料により購入した物品を、善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 委託業務終了後、前項に規定する物品のうち、返還を要する物品を甲が指定したときは、乙は、甲の指示により当該物品を返還するものとする。

(著作権)

第 17 条 乙がこの委託業務により取得した著作権は、甲が承継するものとする。

(帳簿等)

第 18 条 乙は、委託業務に係る経費について、帳簿を備え、収入支出の額を記載し、その出納を明らかにしておくとともに、これをその完結の日から 5 年間保存するものとする。

(暴力団による不当介入があった場合の報告義務)

第 19 条 乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者(暴力団等)から不当介入(不当要求または納品等への妨害)を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

(疑義の処理)

第 20 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、甲の指示により処理するものとする。

この契約を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各 1 通を保有する。

令和 5 年 (2023 年) 月 日

甲 茨城県水戸市笠原町 9 7 8 番 6
G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会
会長 茨城県知事 大井川 和彦

乙

(別記)

特 約 事 項

1 受託者の責務

委託業務を処理するに当たっては、法人情報及び個人情報（以下「法人情報等」という。）の保護の重要性を認識し、企業の権利利益の保護に十分留意して行うように努めること。

2 法人情報等の収集の制限

委託業務を処理するため法人情報等を収集するときは、委託業務の目的を達成するために必要な範囲内で行うこと。

3 法人情報等の目的外利用及び外部提供の禁止

委託業務を処理するため、調査収集及び作成した法人情報等は、委託業務を処理するためにのみ利用するものとし、他の目的のために使用し、又は第三者に提供しないこと。

4 守秘義務

委託業務の処理に当たり、情報の収集整理にあたっては、雇用にあたり、情報の守秘を義務づけると共に、十分な教育を行い、法人情報等の外部への漏えいを防止すること。

5 情報についての事故報告

法人情報等について外部への漏えいその他の事故が発生したときは、速やかに甲に報告し、その指示を受けること。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会
会長 茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所

名 称

代表者職氏名

印

事業計画書

令和 年 月 日付けで契約を締結したG7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合関連業務について、委託契約書第6条の規定に基づき、事業計画を下記のとおり提出します。

記

1 事業計画の内容

別紙のとおり

2 その他

様式第2号（第6条関係）

年 月 日

G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会
会長 茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所

名 称

代表者職氏名

印

事業内容変更承認申請書

令和 年 月 日付で契約を締結したG7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合関連業務に係る事業計画書の一部を下記のとおり変更したいので、委託契約書第6条第2項の規定に基づき、その承認を申請します。

記

- 1 事業計画の変更の理由
- 2 変更後の事業計画の内容
別紙のとおり
- 3 その他

（注）変更のない項目については、省略することができる。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

G7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合推進協議会
会長 茨城県知事 大井川 和彦 殿

住 所

名 称

代表者職氏名

印

実 績 報 告 書

令和 年 月 日付けで契約を締結したG7 茨城水戸内務・安全担当大臣会合関連業務について、委託契約書第7条の規定に基づき、実績報告を下記のとおり提出します。

記

1 事業の内容及び結果

別紙のとおり

2 収支決算書

3 その他